

# 第四期特定健康診査等実施計画

---

東京都信用金庫健康保険組合

最終更新日：令和6年03月21日

## 特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	12,221 / 13,662 = 89.5 %	12,656 / 14,091 = 89.8 %	13,210 / 14,663 = 90.1 %	13,709 / 15,175 = 90.3 %	14,197 / 15,676 = 90.6 %	14,605 / 16,089 = 90.8 %
		被保険者	7,972 / 8,236 = 96.8 %	8,424 / 8,693 = 96.9 %	8,911 / 9,187 = 97.0 %	9,350 / 9,629 = 97.1 %	9,770 / 10,051 = 97.2 %	10,132 / 10,413 = 97.3 %
		被扶養者 ※3	4,249 / 5,426 = 78.3 %	4,232 / 5,398 = 78.4 %	4,299 / 5,476 = 78.5 %	4,359 / 5,546 = 78.6 %	4,427 / 5,625 = 78.7 %	4,473 / 5,676 = 78.8 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	981 / 1,955 = 50.2 %	1,019 / 2,025 = 50.3 %	1,065 / 2,114 = 50.4 %	1,108 / 2,193 = 50.5 %	1,150 / 2,272 = 50.6 %	1,185 / 2,337 = 50.7 %
		動機付け支援	484 / 965 = 50.2 %	503 / 1,000 = 50.3 %	526 / 1,044 = 50.4 %	547 / 1,083 = 50.5 %	568 / 1,122 = 50.6 %	585 / 1,154 = 50.7 %
		積極的支援	497 / 990 = 50.2 %	516 / 1,025 = 50.3 %	539 / 1,070 = 50.4 %	561 / 1,110 = 50.5 %	582 / 1,150 = 50.6 %	600 / 1,183 = 50.7 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

## 特定健康診査等の実施方法（任意）

### 実施場所

#### 特定健康診査（個別契約・外部委託）

被保険者 事業主との協働により巡回車等にて、事業主の指定する場所において定期健康診断と併せて実施する。  
人間ドックと併せて、契約医療機関にて実施する。

被扶養者 家族健診（被扶養者を対象とした、生活習慣病及びがん検診）と併せて、契約医療機関にて実施する。

#### 特定保健指導（個別契約・一部外部委託）

被保険者 当組合及び人間ドックを受診した一部の契約医療機関にて実施する。

被扶養者 家族健診を受診した一部の契約医療機関及び外部委託事業者にて実施する。

### 実施項目

特定健康診査単独での実施に代えて、事業主と協働で行う定期健康診断及び人間ドック・家族健診にて実施する。

### 実施時期

特定健康診査 被保険者 5月～12月

被扶養者 5月～2月

特定保健指導 被保険者 通年

被扶養者 通年

### 周知や案内の方法

実施方法や料金等に対し、文書または電子メールにて行う。

### 事業者健診等の健診受診者のデータ受領方法

事業主と協働で行う定期健康診断 実施機関より受領

事業所が独自で行う人間ドック等 実施機関または事業所より受領

### 特定保健指導の実施形態

当組合での個別面談、オンライン、事業所への訪問による集団指導により、自ら生活習慣の改善点を見つけ、改善するための目標と生活を無理なく、実践できるように支援する。契約医療機関及び外部委託事業者においては、それぞれに定める形態により実施する。

## 個人情報の保護

特定健康診査等の実施にあたっては、当組合の「個人情報保護管理規程」を遵守する。

また、当組合の個人情報取扱責任者を常務理事とし、特定健康診査等のデータの利用者を当組合職員に限定するとともに、外部委託する場合はデータ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

## 特定健康診査等実施計画の公表・周知

### 特定健康診査等実施計画の公表・周知

当組合ホームページに掲載

特定健診等を実施する趣旨の普及啓発

特定健康診査 当組合ホームページに記載

特定保健指導 当組合ホームページ・機関紙（3、4月号）に記載

## その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

中間時期にあたる令和9年度に特定健康診査・特定保健指導実施率等を評価する。

達成しようとする目標及び各保険者種別の目標等と比較し、著しく下回る場合は、実施方法の見直しをはかるとともに、計画書の記載内容を修正する。